




国内希少野生動物植物種に指定する種の概要

<鳥類>


| 種名 (学名) | 選定要件* | 生息状況等 | |
|--|-------|-----------|--|
| <p>1. ヘラシギ (<i>Eurynorhynchus pygmeus</i>)</p> <p>分類： シギ科</p> <p>環境省RLランク：絶滅危惧 IA類 (CR)</p>  | ア、ウ | ①種の特徴 | 全長14～16cm。シギの中でも小型の種で、トウネン (<i>Calidris ruficollis</i>) と同大。冬羽は頭部から背にかけて灰色であるが、幼鳥は褐色がかかる。腹部は白色。夏羽では頭部から胸部にかけて橙色となり、背の羽毛や雨覆羽の縁も赤みを帯びる。一番の特徴はへら状の嘴で、この点で他種と区別できる。 |
| | | ②分布域 | 日本では春秋の渡りの時期に通過して行くのみであり、全国的にシギ・チドリ類が利用できる沿岸部の砂浜干潟や砂浜海岸、水田などを利用しながら渡っていると思われる。全国で飛翔記録があり、沖縄島では越冬の記録もあるが、分布域の変遷の詳細は不明である。 |
| | | ③存続を脅かす要因 | 海岸開発、海浜海岸のレジャー利用 |
| | | ④その他 | 日本では春秋の渡りの時期に通過するのみであるが、移動中の休息場、採餌場は種の存続にとって重要な役割を担っている。しかし、近年、渡りの時期に利用できる砂浜干潟等は減少傾向にあり、砂浜海岸もレジャーによる利用等により、ヘラシギが安全に利用できる場所は少なくなっている。これによって、渡り途中のエネルギー補給に影響が出ていると考えられ、日本では観察数は少なくなり、複数個体が観察されることは稀になっている。 さらに、繁殖地ではホッキョクギツネの捕食圧による影響やサハリンなどでは油田開発による生息地改変の影響が考えられる。中継地では干潟の埋立てによる生息地の消失、外来植物による干潟の消失、中国南部からベトナムにかけての密猟も減少要因として考えられる。ミャンマー、バングラディッシュ、中国といった越冬地においても、中継地と同様に狩猟 (密猟) が行われている。 |

| 種名 (学名) | 選定要件* | 生息状況等 | |
|---|----------|-----------|--|
| <p>2. チュウヒ (<i>Circus spilonotus spilonotus</i>)</p> <p>分類： タカ科</p> <p>環境省RLランク：絶滅危惧 I B類 (EN)</p>  | ア、イ ウ | ①種の特徴 | <p>全長 オス50～52cm、メス50～57cm、翼開長 オス124～130cm、メス130～138cm、体重 オス502～608g、メス700～948gとメスの方が大きく、脚の長い中型のタカである。体色は褐色を基調とし、オス成鳥では初列雨覆羽、小翼羽、尾羽等の上面に灰色、腰に白帯が出る個体が多いが、出ない個体もいる。メス成鳥では、年を重ねるほどに暗色になる傾向が見られる。幼鳥では、頭部から胸、小雨覆羽等がクリーム色で淡色の強い個体にメスが多い傾向が見られる。</p> |
| | | ②分布域 | <p>北海道、青森、秋田、茨城、富山、石川、愛知、三重、大阪、岡山、福岡で局地的に繁殖している。新潟、滋賀では近年繁殖の記録がなくなってきている。越冬期には、北海道や東北地方の生息数は減少するが、本州中部以南に広く生息している。チュウヒは、ヨシ原の広がる湖、河川(下流)、潟、埋立地等に生息する。</p> |
| | | ③存続を脅かす要因 | 湖沼・湿地開発、環境悪化(湿地乾燥や外来植物侵入)、密猟、カメラマンや釣り人による繁殖阻害 |
| | | ④その他 | <p>ヨシ原等が広がる主な繁殖地では、開発による消失、乾燥や地盤沈下による衰退等の影響を受けており、環境の悪化から、繁殖が確認されない場所が増えてきている。繁殖個体は、国内に90つがい程度のみと推測され、個体数が著しく少ない状況である。さらに、チュウヒの生息地では、その他に生息する鳥類の種数、個体数が多いことから、チュウヒの繁殖成績の高い場所の保全が、複数の小鳥類の繁殖成績の高い場所の保全につながることも報告されている(Senzaki, M. et al. 2015)。このことから、湿原(草原)環境のアンブレラ種と位置付けられるチュウヒの保全が、現在減少傾向にある草原性鳥類全般(ウズラ、アカモズ、シマクイナ、オオヨシゴイ、マキノセンニュウ、シマアオジ等)の保全に寄与すると考えられる。</p> <p>なお、「石川県指定希少野生動植物種」に指定され、生体の捕獲、採取、殺傷又は損傷が原則禁止されている。</p> |

| 種名 (学名) | 選定要件* | 生息状況等 | |
|--|-------|-----------|---|
| <p>3. シマアオジ (<i>Emberiza aureola ornata</i>)</p> <p>分類： ホオジロ科</p> <p>環境省RLランク：絶滅危惧 I A類 (CR)</p>  | ア、ウ | ①種の特徴 | <p>大きさはスズメ大の小鳥である。ユーラシア大陸北部に広く繁殖分布し、越冬地は中国南部、インドシナ半島、ネパール中東部などの東南アジア地域であるが、世界的にも減少傾向にある。</p> <p>北海道では夏鳥として5月下旬から6月上旬に渡来する。渡来後まもなく繁殖がはじまり7月ごろまでには巣立ちする。産卵数は4～5個で、抱卵日数は11～13日間、育雛期間は13～15日間である。一夫一妻で繁殖し、雌雄で抱卵、給餌する。昆虫や植物の種子を食べる。</p> |
| | | ②分布域 | 国内では北海道に夏鳥として飛来し、海岸や河畔の草原、湿地、牧草地などに生息する。 |
| | | ③存続を脅かす要因 | 越冬地における捕獲、密猟 |
| | | ④その他 | <p>自然環境保全基礎調査種の多様性調査では、1974～78年（第2回）に52地点の生息情報があったものが、1998～2002年（第6回）には15地点に減少しており、1990年代にかけて急減したと考えられることから、第3次レッドリストにおいて、準絶滅危惧から最も絶滅の危険度が高い絶滅危惧I A類(CR)とランクアップされた。なお、減少した地域には偏りがなく、北海道全域で減少していた。</p> <p>また、2002年ごろに生息情報があった地点において、現地調査や聞き取り調査を実施したところ、2008～12年にかけて生息が確認できなかった地点が多数あり、減少の傾向は、なお進行していると思われる。さらに2016年に実施した環境省による調査では、一部地域において3つがいを確認したのみであった。</p> <p>一部の生息地においては環境が悪化している地域があるが、主な生息地については、減少傾向が顕著になる以前から自然公園や鳥獣保護区などに指定されており、大きな環境変化は見られない。今後、関係各国との国際連携による保全対策の実施により、個体数の回復等が見込まれると考えられる。</p> |

国内希少野生動植物種から削除する種の概要

<鳥類>

| 種名 (学名) | 生息状況等 | |
|---|-----------|--|
| <p>1. オオタカ (<i>Accipiter gentilis fujiyamae</i>)</p> <p>分類： タカ科</p> <p>環境省RLランク：準絶滅危惧 (NT)</p>  | ①種の特徴 | <p>全長オス45～50cm、メス52～57cm。成鳥では上面は暗青灰色、顔には太くて白い眉斑がある。下面は白色で、胸から腹に黒色の横斑が密にある。幼鳥では上面は暗褐色、下面は黄褐色で黒褐色の縦斑がある。巣はアカマツやスギなどの地上7～20mほどの位置にかけられる。造巣求愛期は2～3月、4月に産卵し、6～7月に雛が巣立つ。巣立ち雛数は2～3羽のことが多い。</p> |
| | ②分布域 | <p>種オオタカは、ユーラシア大陸と北アメリカ大陸の北部に広く分布する。亜種オオタカは、日本では、留鳥又は漂鳥として北海道から九州にかけて繁殖する。低地から山地の森林に広く生息するが、主な生息地は水田や畑と森林が混在する低地から丘陵地である。中には小規模な林や都市公園内の緑地で繁殖するものもいる。</p> |
| | ③存続を脅かす要因 | <p>森林伐採や土地造成などの各種開発による生息環境の悪化、飼育目的の違法捕獲</p> |
| | ④その他 | <p>環境省レッドリストランクの推移は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次レッドリスト (平成3年)：危急種 (V) ・第2次レッドリスト (平成10年)：絶滅危惧Ⅱ類 (VU) ・第3次レッドリスト (平成18年)：準絶滅危惧 (NT) ・第4次レッドリスト (平成24年)：準絶滅危惧 (NT) ・レッドリスト2015 (平成27年)：準絶滅危惧 (NT) ・レッドリスト2017 (平成29年)：準絶滅危惧 (NT) |

※選定要件について

○希少野生動植物種保存基本方針(平成4年総理府告示第24号) (抄)

第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 国内希少野生動植物種

(1)国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種

イ 全国の分布域の相当部分で生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種

エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種